

議案第75号	三田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
図書館	平成26年度から指定管理者制度を導入するに当たり、指定候補者からの提言を受けて、同館の開館時間及び休館日を変更する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3条(職員)を削除 (第3条 図書館に館長、専門職員、事務職員その他必要な職員を置く。)</li> <li>・ 開館時間の拡充(第5条)        図書館 午前9時～午後8時        藍分館 午前10時～午後6時        ウッディタウン分館 午前9時～午後8時</li> <li>・ 開館日の拡充(第6条)        図書館 年末年始(12/29～1/3) 特別整理期間(年7日以内)        藍分館 年末年始、特別整理期間は同上 藍市民センター休所日        ウッディタウン分館 年末年始、特別整理期間は同上 ウッディタウン市民センター休所日        ※臨時開館への対応を追加</li> <li>・ 三田市立図書館運営評価委員会の設置(三田市附属機関の設置に関する条例第2条)        (担当事務) 三田市立図書館の運営評価に関する事項についての調査審議        (委員定数) 7人以内        (委員構成) 学識経験者                          市民                          委員会が必要と認める者        (任期) 2年</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b>        公布の日から起算して2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日</p>	